

公益社団法人東京社会福祉士会  
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部  
報酬等及び費用の支払基準

ガイドライン第16号  
令和6年2月12日施行

(目的)

第1条 本基準は、公益社団法人東京社会福祉士会（以下「本会」という。）立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部（以下「事業部」という。）運営細則（以下「運営細則」という。）第12条に基づき、報酬及び交通費（以下「報酬等」という。）の支払基準を定めることを目的とする。

(委託契約)

第2条 広報担当者については、別表1に定める業務内容に関して業務委託契約を締結し、当該契約内容に従い報酬等を支払うものとする。

(その他の報酬)

第3条 前条のほか、以下の各号に対しては、別表2に定める業務内容に応じ報酬等を支払うものとする。

- (1) 部長、副部長、事務局長として活動する場合
- (2) 運営部員として活動する場合
- (3) 支部所属の会員として活動する場合
- (4) 運営部会サポートメンバー（事業部直轄の研修やイベント運営などを、運営部員だけで行うことが困難である場合、運営部員を補助する会員）として活動する場合

2 前項各号に定めのない報酬については、本会の報酬等及び費用の支払基準に従うものとする。

3 事業部及び支部においては、第1項各号に基づく支払いの根拠として、議事録又は活動実施記録を作成し、本会理事又は事務局若しくは事業部の求めに応じて提示できるよう備える。

(非会員（会外部）の執筆謝金)

第3条の2 非会員（本会外部の者）に対し、事業部が発行する広報誌、報告書への執筆を依頼する場合には、43字×30行（A4用紙1ページ分）当たり6,000円（30行に満たない場合は、左記を基準に記載量に応じて算定する）を支払う。

(交通費の支給)

第4条 第2条及び前条の業務を行う際に、実費交通費を支給する。

2 前項に定める実費交通費の基準は、本会の報酬等及び費用の支払基準に従うものとする。

(改廃)

第5条 本基準の改廃は会長が定める。

附則

この基準は、令和6年2月12日から施行する。令和5年7月8日より運用する。

附則

第3条の2、別表2は、2025年5月21日から施行する。

※本別表 1 及び 2 に記載の税込金額とは、源泉所得税、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表 1

役職	業務内容	報酬額 税込金額	備考
広報担当者	<p>下記業務に関し、業務報酬を算定する。</p> <p>1 広報誌の発行、これに関連した資料、図版等の作成（契約期間中全 10 回）</p> <p>2 東京社会福祉士会ホームページ事業部特設サイトの開設に係る企画・設計・進行管理・説明資料作成等及び原稿・図版作成（バナー含む）</p> <p>3 社会的インパクト評価実施のための前号特設サイトのダウンロード数及びアクセス数の集計</p>	<p>1 発行の都度 33,000 円</p> <p>2 別途見積書により提示を受ける</p> <p>3 10 月以降毎月 3,300 円</p>	<p>・業務委託契約</p> <p>・交通費は別途支給</p>

別表 2

役職	業務内容	報酬額 税込金額	備考
部長 副部長 事務局長	<p>下記業務に関し、業務報酬を算定する。</p> <p>時間単価は、非常勤職員の給与に関する規程の「専門相談員の職務ポジション及び等級」別表 2 の職務ポジション・判定基準Ⅲ（6 等級）を準用する。</p> <p>1 運営部会の招集及び統括</p> <p>2 地区会に対する本事業に関する説明会の開催、出席等</p> <p>3 運営部員、支部員等との本事業運営に係る打合せ、説明会への出席</p> <p>4 日本更生保護協会等休眠預金活用事業に係る機関等との会議への出席</p> <p>5 社会的インパクト評価実施に係る評価アドバイザー等との会議への出席</p> <p>6 その他運営に係る資料作成、折衝</p> <p>7 リスクマネジメントに関する管理及び対応</p>	<p>時給単価 1,800 円</p>	<p>・交通費は別途支給</p>
運営部員	<p>下記業務に関し、業務報酬を算定する。</p> <p>時間単価は、非常勤職員の給与に関する規程の「専門相談員の職務ポジション及び等級」別表 2 の職務ポジション・判定基準Ⅲ（6 等級）を準用する。</p> <p>1 運営部会への出席</p> <p>2 運営部員、支部員等との本事業運営に係る打合せへの出席</p> <p>3 事業部又は支部が実施する研修、シンポジウム、イベント等の運営</p> <p>4 事業部長の求めに応じた、地域におけるネットワーク構築のための関係機関訪問及び打合せ等への出席</p> <p>5 事業部長の求めに応じた、日本更生保護協会等休眠預金活用事業に係る機関等との会議への出席</p> <p>6 事業部長の求めに応じた、社会的インパクト評価実施に係る評価アドバイザー等との会議への出席</p> <p>7 事業部が発行する広報誌、報告書への執筆</p>	<p>時給単価 1,800 円</p>	<p>・交通費は別途支給</p>
		<p>43 字×30 行 (A4 用)</p>	<p>・30 行に満た</p>

		紙1ページ分) 当たり 6,000円	ないものは左記を基準に算定する
支部所属の会員	<p>下記業務に関し、業務報酬を算定する。 時間単価は、非常勤職員の給与に関する規程の「専門相談員の職務ポジション及び等級」別表2の職務ポジション・判定基準Ⅲ（6等級）を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部打合せ等の招集及び統括（支部長、副支部長）</li> <li>2 運営部会、支部打合せへの出席</li> <li>3 地域におけるネットワーク構築のための関係機関訪問及び打合せ等への出席</li> <li>4 事業部又は支部が実施する研修、シンポジウム、イベント等の運営</li> <li>5 事業部長の求めに応じた、日本更生保護協会等休眠預金活用事業に係る機関等との会議への出席</li> <li>6 事業部長の求めに応じた、社会的インパクト評価実施に係る評価アドバイザー等との会議への出席</li> </ol>	時給単価 1,800円	・ 交通費は別途支給
	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 事業部が発行する広報誌、報告書への執筆</li> </ol>	43字×30行（A4用紙1ページ分）当たり 6,000円	・ 30行に満たないものは左記を基準に算定する
運営部会サポートメンバー	<p>下記業務に関し、業務報酬を算定する。 時間単価は、非常勤職員の給与に関する規程の「専門相談員の職務ポジション及び等級」別表2の職務ポジション・判定基準Ⅰ（2等級）を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業部又は支部が実施する研修、シンポジウム、イベント等の運営</li> <li>2 上記1を実施するために必要な打合せ等への出席</li> </ol>	時給単価 1,480円	・ 交通費は別途支給